

# 鎌倉市木造住宅 耐震改修工事費 補助金交付制度について

鎌倉市では、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助しています。

## \*\*耐震診断・耐震改修の流れ\*\*

### 1. 窓口耐震相談（要予約）

- 簡易診断法による（現地調査は行わない）
- ◎無料<月2回程度、市役所で建築士が図面により診断>

### 2. 現地耐震診断（窓口耐震相談時に申込）

- 一般診断法による（現地調査を行う）
- <診断費用8万9千円、うち補助金額6万7千円>

<現地耐震診断の結果、評点が1.0未満で耐震改修工事を希望>

### 3. 耐震改修工事費補助金交付申請（工事着手前に申請）

- ◎耐震改修工事費（診断費※、補強設計費、工事費、工事監理費）の1/2かつ上限100万円  
ただし、低所得者世帯等（過去2年間市民税が非課税の世帯、身体障害のある方（1級から4級）がいる世帯、精神障害のある方（1級から3級）がいる世帯、知的障害のある方（A1、A2、B1）がいる世帯、要介護者又は要支援者がいる世帯）は上限120万円
- ※現地耐震診断（一般診断法）の結果をもとに補強設計を行うことも可能。
- 申請年度の2月末日までに工事を完了し、補助金を請求する必要があります。
- 耐震改修工事を行うに当たり、補強設計や現場立会い等を依頼する建築士等を決定していただきます。なお、施工業者も含め、特に市で指定等は行っていません。（自由）

※耐震改修工事を急ぎ行いたい方、すでに具体的なスケジュールをご検討中の方は、建築指導課までご相談ください。

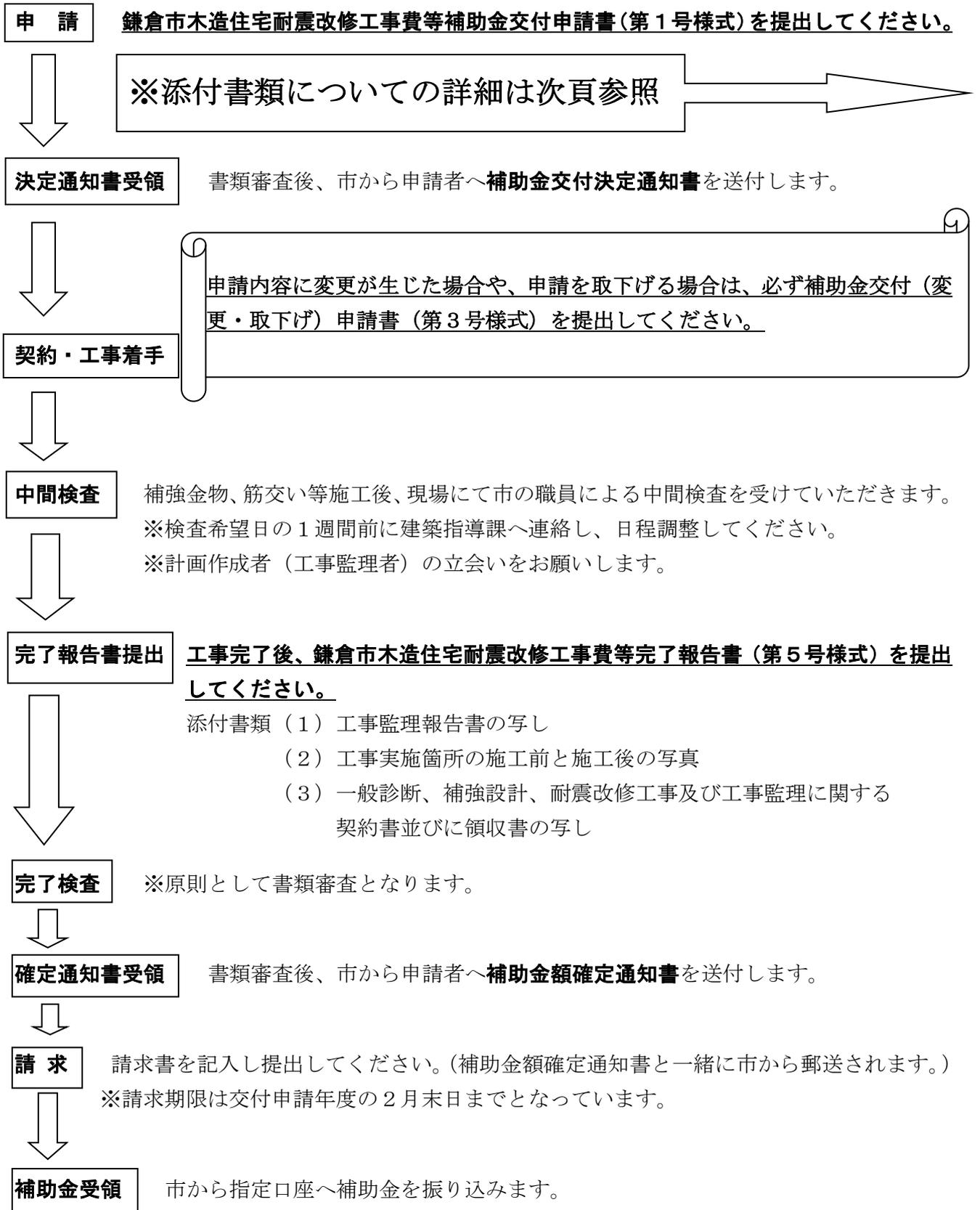
《耐震改修工事費補助対象者》：以下のチェック項目全てに該当する方です。

- 鎌倉市民であり、自分の所有する住宅に居住している。
- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手している。
- 一戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗併用住宅で、2階建てもしくは平屋である。
- 昭和56年6月1日以後に床面積が既存部分の2分の1を超える増築又は改築をしていない。
- 在来工法の木造住宅である。（桝組壁工法、プレハブ工法の住宅は対象外です。）
- 建設業法第3条の許可（建設工事業又は大工工事業に限る）を受けた者が行う改修工事である。
- 市又は市が指定した事業者が行う現地耐震診断を受け、評点が1.0未満である。
- 過去に耐震改修工事の補助金の交付を受けていない。
- 市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の全てを滞納していない。
- 一般診断の総合評点が1.0未満の住宅を1.0以上になるように耐震改修工事を行う。



全てに該当した方は、裏面へ。

## ～申請から完了まで～



※工事を途中で中止した場合や、工事が予定どおり終了せず期限内に請求できなかった場合等には、補助金の支払いができないことがありますので、ご注意ください。

※補助金交付申請書、変更申請書、完了報告書欄外の原本証明欄に、記名押印をお願いします。

## ※鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請の提出書類について

### ・提出書類：鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（第1号様式）

ホームページからダウンロードできます。（トップページ→産業・まちづくり→建築物→耐震事業→耐震改修工事費等補助金交付制度について）また、建築指導課窓口でも配布しています。（申請書の欄外下部に、原本証明をしていただく欄がありますので、こちらにも忘れずに記名押印をお願いします。）

### ・添付書類(1) 住民票の写し（コピー不可）

市役所1階の市民課及び各支所で発行しています。なお、補助金の交付を受けようとする方の世帯が、低所得者世帯等※に該当する場合は、世帯全員について記載された住民票の写しを取得してください。

（※低所得者世帯等：過去2年間市民税が非課税の世帯、身体障害のある方（1級から4級）がいる世帯、精神障害のある方（1級から3級）がいる世帯、知的障害のある方（A1、A2、B1）がいる世帯、要介護者又は要支援者がいる世帯）

### ・添付書類(2) 登記事項証明書または固定資産（家屋）評価証明書（コピー不可）

登記事項証明書は横浜地方法務局湘南支局（辻堂駅北口徒歩五分）で、また、固定資産（家屋）評価証明書は市役所1階の納税課及び各支所でそれぞれ発行しています。登記事項証明書は、家屋の証明書のみで構いません（土地の証明書は不要）。また、固定資産（家屋）評価証明書については、最新のものを取得してください。

### ・添付書類(3) 現地耐震診断結果報告書の写し

現地耐震診断を受けた方に、市から結果報告書を送付していますので、その写しを添付してください。

（作成：一般社団法人神奈川県建築士事務所協会）なお、もし報告書を紛失等してしまった場合は、建築指導課までお問い合わせください。

### ・添付書類(4) 納税証明書（市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税証明書）（コピー不可）

市役所1階の納税課及び各支所で発行しています。納税証明書には、市民税の証明書と、固定資産税・都市計画税の証明書（軽自動車をお持ちの方は、軽自動車税の証明書）がありますので、納税しているものすべての証明を取得してください。（納期到来分・最新のもの）

### ・添付書類(5) 耐震改修工事の計画書並びに工事図面及び仕様書（コピー可）

様式は任意で構いません。

### ・添付書類(6) 一般診断、補強設計、耐震改修工事及び工事監理費用の見積書の写し

耐震改修工事に係る費用の明細がわかる見積書を添付してください。リフォーム工事や増築工事等を同時に行う場合は、見積書を耐震改修工事とそれ以外で分けていただくか、耐震改修工事に係る部分を抽出したものを作成してください。

### ・添付書類(7) 補強設計前後の一般診断又は精密診断の結果報告書の写し

現地耐震診断を一般診断法で受け、その診断結果をもとにした補強設計を行い、耐震改修工事を行う方は、補強設計前の結果報告書の写しは添付書類(3)と同一であるため、省略していただいて構いません。また、補強設計後の総合評点は、必ず1.0以上となっていることをご確認ください。

・添付書類(8) 低所得者世帯等に該当する場合、世帯全員の過去2年分の市民税の非課税証明書（市役所1階の納税課及び各支所で発行・コピー不可）、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのうち、いずれか該当するものを添付してください。（該当しない場合は不要）